

## やまなしの花新商品開発強化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、県産花きの需要拡大を図るため、やまなしの花新商品開発強化事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象とする事業は、実施要領第4条に定める事業とする。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類等を添えて別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の条件等)

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 知事は、実施主体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付してはならない。

(1) 補助事業に関し法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(2) 実施主体が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

イ 暴力団員(同法2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、事業実施主体に対し、概算払いにより交付することが出来る。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 事業実施主体は、当該事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年

度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

#### （書類の保管）

第10条 補助事業にかかる帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

#### （書類の提出）

第11条 この要綱により提出する書類は、原則として、代表者の住所を所管する農務事務所長に提出するものとする。

#### （その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 別表

対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
<p>1 現地栽培適正調査の実施</p> <p>2 種苗及び生産資材等の導入</p>	<p>1 需用費(消耗品費)</p> <p>2 使用料及び賃借料</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内 (上限250千円)</p>	<p>1 補助対象経費の相互間において、いずれか低い額の20%以内の増減</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わないもの</p>

(様式第1号)

令和 年 月 日  
番 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業費補助金  
交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなしの花新商品開発強化事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書(様式第1号の2)
  - (2) 収支予算書(様式第1号の3)
  - (3) その他必要な書類

※(1)については、やまなしの花新商品開発強化事業実施要領に基づく事業実施計画の承認を得た場合においては、当該事業計画書をもってこれに代えることができる。

(様式第1号の2)

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業計画書

1 事業計画

事業主体名	受益戸数(戸)	実施場所 又は 設置場所	事業内容 (施設の場合は、構造・面積機械の場合は能力等)	事業量	事業費 (円)

2 事業費

総事業費 (A)+(B) (円)	負担区分		備考
	県補助金(A) (円)	その他資金(B) (円)	

3 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

(様式第1号の3)

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業収支予算書

1 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
県補助金 その他 資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		区 分
			増	減	
事業費					
計					

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

事業実施主体 殿

山梨県知事

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったやまなしの花新商品開発強化事業補助金については、同補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり、交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあったやまなしの花新商品開発強化事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円

(様式第3号)

令和 年 月 日  
番 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業費補助金  
事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、やまなしの花新商品開発強化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

(様式第4号)

令和 年 月 日  
番 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業費補助金  
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、やまなしの花新商品開発強化事業費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

- 1 事業報告書（様式第3号の2）
- 2 収支決算書（様式第3号の3）
- 3 その他添付書類

[以下、様式1に準じて作成すること。]

- ・添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更がある場合について添付する。
- ・口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。

(様式第4号の2)

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業報告書

1 事業結果

事業主体名	受益戸数(戸)	実施場所 又は 設置場所	事業内容 (施設の場合は、構造・面積 機械の場合は能力等)	事業量	事業費 (円)

2 事業費

総事業費 (A)+(B) (円)	負担区分		備考
	県補助金(A) (円)	その他資金(B) (円)	

3 事業完了年月日

令和 年 月 日

(様式第4号の3)

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業収支決算書

1 収支決算

(1) 収入の部

区 分	本年度決算額 (円)	本年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
県補助金 その他 資金					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額 (円)	本年度予算額 (円)	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
事業費					
計					

(様式第5号)

令和 年 月 日  
番 号

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業費補助金  
概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったやまなしの花  
新商品開発強化事業費補助金について、次のとおり概算払いを請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

- (1) 現 金 指定金融機関名  
(2) 口座振替 振替先金融機関名  
預金種別 (当座・普通)  
口座名

No.

(様式第6号)

令和 年 月 日  
番 号

山梨県知事 殿

事業実施主体  
所在地  
団体名  
代表者名 印

令和 年度やまなしの花新商品開発強化事業費補助金消費税等  
仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、やまなしの花  
新商品開発強化事業費補助金について、やまなしの花新商品開発強化事業費補  
助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

1 補助金の額の確定額 ( 年 月 日付け第 号による額の確定  
通知額)

円

2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額

円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額

円

5 添付書類

- ・知事が必要と認める書類を添付すること